視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令

視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	八 九 八 七
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十二 十一 六 十 十六
合計		百一

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十五単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野三十九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四　臨地実習については、十一単位以上は、病院等において行うこと。

五　臨地実習のうち、一単位は学校又は養成所において、技能修得到達度評価（病院等における臨地実習を実施する前に、病院等における臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導並びに病院等における臨地実習を実施した後に、病院等における臨地実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導をいう。）を行うこと。

別表第二（第二条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	四 六 八 五

改正前

別表第一（第二条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 （新設）	十四
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	八 八 八 五
専門分野	基礎視能矯正学 視能検査学 視能障害学 視能訓練学 臨地実習	十 十 六 十 十四
合計		九十三

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十四単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十九単位以上及び専門分野三十六単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（新設）

四　臨地実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

別表第二（第二条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 視覚機能の基礎と検査機器 保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	四 五 八 三